

## 火災による「逃げ遅れゼロ」へ

～ご存知ですか？

火災による死者の多くが高齢者です!!～

奈良県広域消防組合管内では、令和6年11月末までに9人が火災により死亡しています。そのうち、9割超えが高齢者です。

全国的に見ても、住宅火災による死者のうち、7割超えが高齢者で、死亡原因の4割超えが逃げ遅れです。住宅火災による逃げ遅れゼロへの取り組みとして、次の4つの習慣、6つの対策を実施していただき、住宅火災から「いのち」を守りましょう。

### 《いのちを守る10のポイント》

#### ◆4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは、火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

#### ◆6つの対策

1. 火災発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類、カーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防災対策を行う。

問合せ＝奈良県広域消防組合大和郡山消防署 予防課  
(☎59-1289)



## ■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちに  
ご相談ください!



賃貸住宅の原状回復  
トラブルにご注意!

大和郡山市消費者センター  
☎ 53-1583 (直通)  
相談受付 月～金曜日  
9時～16時

消費者センターには賃貸住宅に関するいろいろな相談が寄せられます。そのなかでも退去時の「原状回復」に関する相談が多くみられます。

**【事例】**家賃5万円、敷金、礼金のかからない賃貸住宅に友人と7年間住んでいた。退去することになり、貸主側に立ち会いをしてもらうと傷や汚れを指摘され、原状回復費用として30万円請求された。通常使用していたのに納得がいかない。特にクロスの張替え費用が20万円と高くなっている。今のところ保留にしているが、支払いには納得がいかない。  
(20代 男性)

賃貸借契約の「原状回復」とは、借主の故意・過失によって賃貸住宅に生じた傷や汚れ(損傷)など、また借主が通常の使用方法とはいえないような使い方をしたことで生じた損傷などを、元に戻すことをいいます。賃貸借契約終了時に、借主は原状回復を行う義務がありますが、通常損耗(日常生活で生じた傷や汚れなど)や経年変化(年月の経過による変化)については原状回復義務がありません。しかし、賃貸借契約は長期間にわたることが多く、問題となっている傷や損傷などが、通常損耗や経年変化に当たるのか客観的な判断が難しいところがあります。

このような問題について、国土交通省が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」で、借主と貸主のどちらが原状回復費用を負担するのか、一定の基準を示しています。相談者には、このガイドラインについて説明し、貸主側と話し合うように助言しました。

春は進学や就職、転勤などで一人暮らしを始める人が多くなる時期です。住み始めるときから「いつか退去するとき」のことも考えておくようにしましょう。